

平成23年9月28日(水)
国土交通省 関東地方整備局
千葉国道事務所

記者発表資料

国道357号若松交差点の新設歩道橋に着工します。 ～ 安全性や利便性の向上を図ります～

船橋市と習志野市との境に位置する国道357号若松交差点に新設する横断歩道橋の橋脚の基礎、橋台等を設置する下部工事に平成23年9月29日より着工します。

これまで若松交差点では、歩行者および自転車などの乱横断による死傷事故が発生しています。

新設する横断歩道橋に自転車を押し上げできる斜路付階段やエレベーター(計画)を設置することで、乱横断の抑止を図り、安心・安全な交差点になります。

なお、既設の若松第二歩道橋は、新設歩道橋が完成した後に撤去します。

横断歩道橋の工事期間中は、夜間におこなう車線規制や昼夜にわたる歩道の規制によりご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

【工事内容】

横断歩道橋下部工事

【工事場所】

習志野市谷津地先
船橋市若松地先

【工事期間】

平成23年9月29日～
平成24年10月31日まで
(下部工事終了後も引き続き歩道橋
上部工事等を平成25年3月末頃まで
行います。)

【規制内容】

車道:夜間車線規制
歩道:常設作業帯で規制

位置図



発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者クラブ
千葉市政記者会、船橋新聞記者会

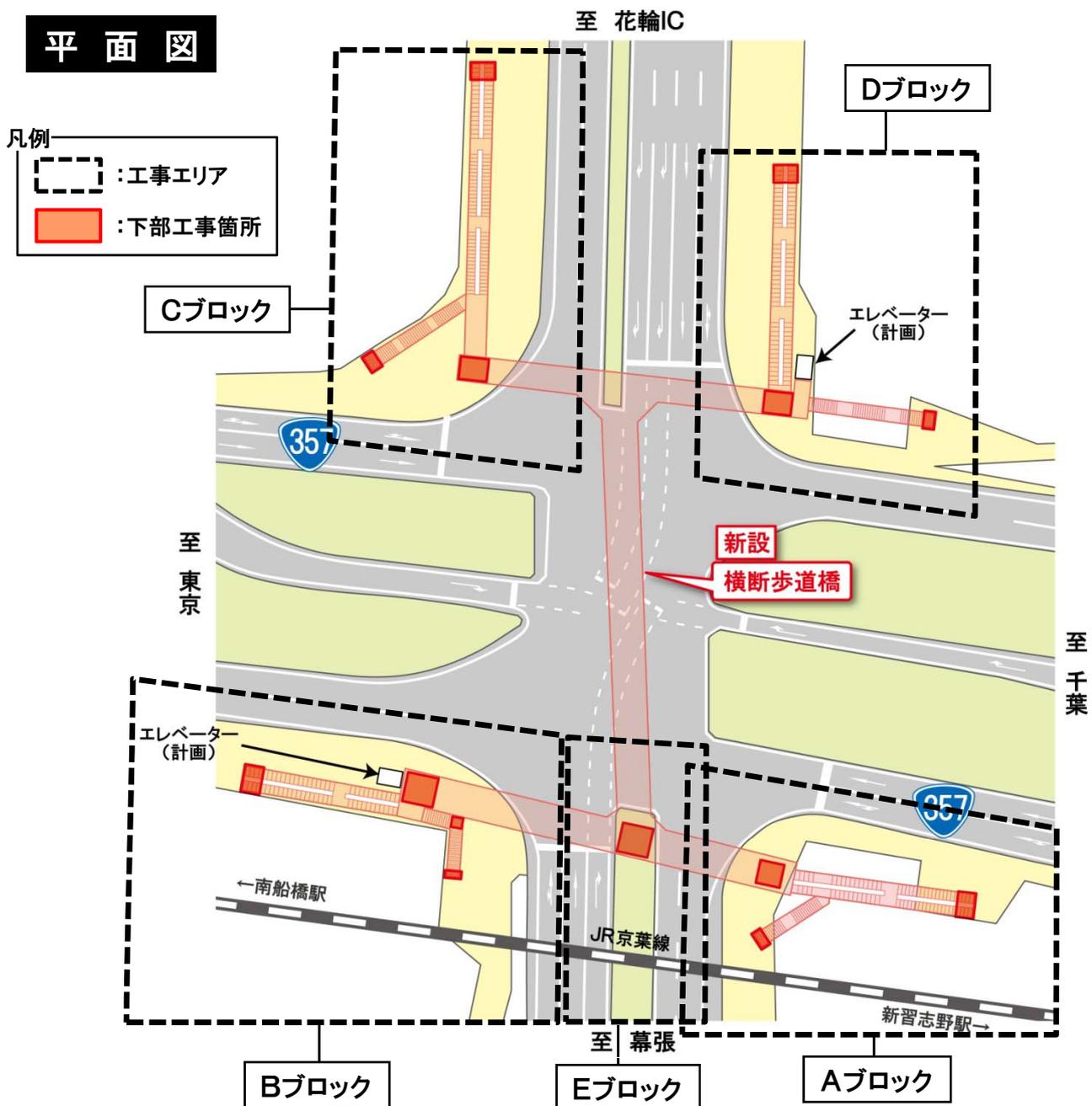
問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所
電話 043-287-0311(代表)
副所長 窪田 達也 交通対策課長 清水 浩信

若松交差点の横断歩道橋工事に伴い 車線規制等を行います

下部工事は設置する橋脚の位置により5つのブロックに分け、Dブロックから着工します。各ブロックの工事状況にあわせて、夜間の車線規制（ブロックごと1車線程度）や昼夜にわたり歩道の規制を行います。

下部工事は平成24年10月末まで予定していますが、引き続き上部（桁の架設）工事等を平成25年3月頃までを予定しており、工事期間中は通行される皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。



夜間、道路の車線規制がありますので、走行には十分ご注意ください